

田布施町

キッチンカーを 無料でお貸しします!!

1回の申請につき
15日間貸出可能。

各地域のイベント参加に

特産品販売で地域活性化

子ども食堂でも活用

標準装備の一例

貸出調理器具の一例

その他貸出備品の一例



キッチンカー利用・貸出の概要

- 車種は1.25 t 積載ガソリントラックAT車（普通自動車免許で運転可能）
- ドライブレコーダー、ハイマウントカメラ、ETC付き
- 給排水タンク200Lにより、提供メニューは数種類、調理は複数工程、仕込み可能
- 貸出期間は年間6回、1回につき15日以内まで
- 貸出料金は無料（ただし、販売の際必要となる営業許可申請手数料、日本食品衛生協会費、その他返却時補給燃料費等は実費負担とし、領収書、メニュー表、のぼりなど特定の営業に係るもの及び包丁、お皿、箸、スプーン、コップ、保冷剤、カセットボンベ、手洗い石鹸、中性洗剤、スポンジ、ペーパータオル、雑巾、ゴミ袋などの消耗品は各利用者で準備）
- 食品衛生責任者の設置が必要（販売を伴う場合）
- 食品衛生法に基づき、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を各利用者において取り組むことが必要
- 不特定多数の者に販売する場合は、生産物賠償責任保険（PL保険）に対応した食品営業賠償共済等への加入が必要
- キャッシュレス決済などの対応は各利用者で対応

各種助成事業も
あります。

キッチンカー貸出の流れ

- 1 町経済課へキッチンカーの貸出状況（空き状況）の確認
- 2 町経済課及び保健所事前相談
- 3 町経済課へキッチンカー利用・貸出申請書の提出（使用日の20日前までに）
- 4 キッチンカーの貸出（15日間）
- 5 保健所へ営業許可申請等の申請（販売を伴う場合）
- 6 キッチンカー利用前後の清掃
- 7 キッチンカーの返却

貸出対象者及び用途

- 町の特産品等の販売やPR活動を行う団体、法人
- 町内でまちおこしや地域ボランティアなどの活動をしている団体、法人
- 町と災害時連携協定を締結する団体、法人

営利のみを目的とした事業者への貸出は行いませんのでご了承ください。

申請の際、まちおこしに資する目的を定めてください。その他、子ども食堂、災害時利用、防災意識向上のための事業などで利用ができます。

販売を伴う場合、食品衛生責任者を設置する必要があります。不在の場合、講習会受講費の助成があります。詳しくは町経済課へご連絡ください。

その他、営業許可申請手数料、日本食品衛生協会費の一部助成があります。詳しくは町経済課へご連絡ください。



キッチンカーの主な装備品・貸出備品

- 冷蔵庫（コールドテーブル）
- 冷凍ストッカー
- 2層シンク
- 給排水タンク（各200L）
- 調理台
- エアコン
- 換気扇
- 業務用ガステーブルコンロ
- 吊戸棚・衛生設備保管庫
- 商品受け渡し踏み台
- 外部電源受電装置
- ポータブル電源
- 発電機
- のぼり設置器具

- 電子レンジ
- 電気フライヤー
- 電気ホットショーケース
- 電気炊飯器
- 電気焼いも器
- 電動式かき氷機
- 小型製氷機
- ワッフルメーカー
- ソフトクリームメーカー
- コーヒーマーカー
- 電子ケトル
- カセットコンロ（ケース付き）
- 鋳物コンロ
- ミキサー
- 鍋類
- そばゆで釜茹麺鍋セット
- バーベキュー鉄板
- 各種キッチン用品セット
- ペダル式ゴミ箱
- 物品搬入コンテナ（大小各種）
- クーラーボックス
- レジスター（コイントレー付き）
- スタンド黒板
- 消火器
- 各種清掃資材

